

1997年 7月 1日制定

2020年 2月18日改定

鳩山会館／スチール撮影貸出し要項

鳩山会館でCM・ファッション関係などスチール写真撮影を希望される場合は、この要項をご理解の上、申込書に必要事項を記入してご提出ください。

1. 撮影希望者は「撮影使用申込書」(HP からダウンロードできます)に企画書、台本などを添えて1か月前に提出してください。写真等の使用は申込目的以外の使用をお断りします。お申込みの案件は、運営会議で可否を決定し、速やかにご連絡します。
2. 使用目的が公序良俗に反し営利目的の場合、火器の使用、大音量を発すると思われる撮影は、貸出をお断りします。また、撮影には職員が必ず立ち会います。使用目的が申し込みと異なる場合もお断りいたします。
3. 撮影の可能な日は、月曜休館日の9:00~17:00の8時間です。半日の場合は9:00~13:00又は13:00~17:00、夜間撮影は17:00~21:00各4時間です。予定時間内で準備と撮影と片付けが実施できるようにご計画ください。
※1・2・8月は休館期間とし、貸出し要項は別に定めます。
4. 撮影で着替えを必要とする場合は、3階の着付室をご利用いただけます。
5. 1日の撮影料は10万円です。半日の場合5万円、夜間撮影は7万円、着付室は2万円です。料金は申込許可時に合計の半額をお支払いください。残額は撮影当日、撮影開始前に消費税と共に現金でお支払いください。1週間前のキャンセルは半額を申し受けます。
6. 大きな機材、大きな発電装置などの持ち込みはできません。
照明用接続設備を設けてございます。下記料金にてご利用できます。
※ 照明用 200V:40A : 接続設備 使用料 1回 30,000円
(9:00~17:00が原則、延長:17:00~21:00 10,000円)
7. 仮申込みをお受け致しますが、申込書(仮と記載下さい)をFAXで送信して下さい。ご確認はさせていただきますが、正式申込みが優先となりますのでご了承下さい。
8. この要項と『撮影の際の遵守事項』『注意事項』『使用料の支払い・・・』をご了承の上お申込みください。

以上

鳩山会館を使用する『撮影の際の遵守事項』

- 1 撮影は、第1、第2、第3応接室、サンルーム及び前庭を使用してください。許可された以外の場所には、立入らないでください。
- 2 施設内は禁煙です。近隣は住宅街ですので、火器は厳禁とし、大きな音を出さないように気をつけてください。奇抜な企画には応じかねます。
- 3 申込みは担当者が必ず会館を下見し、事前打ち合わせをした上で申し込んでください。その他、特別な希望がある場合は、会館管理担当者と十分に相談・調整を行ってください。
- 4 撮影に際しては、建物、家具等を傷つけないように十分に注意し、必要な場合は必ず養生をしてください。
- 5 『細いハイヒール』での館内歩行はできません。玄関で備え付けのスリッパに履き替えてください。万一、傷を付けた場合は、当館指定業者による修復とし、修復費用をご負担いただきます。
- 6 悪天候などやむを得ない事情以外には、撮影スケジュールは変更しないようにお願いします。変更が生じる場合は、早急に担当者と協議し、また、撮影をキャンセルする場合は、速やかに担当者にご連絡ください。
- 7 申込みがあった内容以外の施設使用や第三者の制作会社・団体との共同使用は禁止です。写真好家を集めての撮影会は15名以内とします。撮影には職員が必ず立ち会います。申し込み内容が撮影内容と異なると判断される場合、お断りすることがあります。
- 8 撮影などにより発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに片付け・清掃をして原状復帰してください。ゴミ類は、持ち帰ってください。原状復帰等を怠った場合は、次回以降お貸出しできないことがあります。
- 9 撮影中の事故やトラブルが発生した場合は、被害者の救護や被害の拡大防止など必要な措置を講じるとともに、警察や消防、施設管理者に直ちに報告してください。
- 10 施設利用中のやむを得ない事故に備え損害賠償責任保険に加入してください。また、万一、人や動植物に危害を加え建物や備品などを破損した場合は、責任を持って治療費、修復費用等を負担し損害を賠償してください。損害賠償保険に加入していない場合は、事故発生の際に各種損害の賠償責任が発生することをご承知下さい。

以上

鳩山会館使用上のご注意について

- 1 鳩山会館は1924年に建築し、個人宅として利用してきたものを修復し、平成8年から一般公開している歴史的な建造物です。大切にご使用頂けますようお願いいたします。
- 2 申込みは担当者が必ず会館の下見をして、「貸し出し要項」と「遵守事項」、「料金のお支払い……」及びこの「利用注意事項」等の説明をお受け頂き、ご納得のうえお申込みください。申し込みは所定の用紙を使用してください。
- 3 機材の搬入、撮影器具の養生など十分に注意して、廊下など床材を傷つけぬよう十分にご注意ください。また、持ち込みの家具等の移動に際しては丁寧に扱って頂き、引きずったりしないようご注意ください。備え付けの家具、カーペットなど移動したものなどは必ず元の位置に戻してください。
- 4 養生の際に使用するテープは必ず「養生テープ」をご使用ください。特に、応接間、玄関入口、廊下（フローア一部分）、階段を養生する場合、必ず徹底してください。
- 5 剥がす時も丁寧に剥がしてください。過去に、弱めのテープだからと使用され、不注意でニスやワックスを剥がして大事（おおごと）になり弁償して頂いたことがあります。
- 6 撤収の際は急いで作業が雑になりがちです。担当の方が最後まで責任を持って頂き、事故が起こらないよう十分に注意を払ってくださるようお願いいたします。
- 7 廊下については、置き敷きのカーペットを載せてしまえば分らなくなる場所もあります。後になって気付くことがあります。後からの場合、お互いの見解の行き違いなども生じるおそれがあります。丁寧に使用して頂くようお願いいたします。
- 8 撤収終了後は使用した各部屋を担当者が立ち会い、会館警備員の点検を必ず受けてください。
- 9 会館に持ち込む車両は長さ 7m、高さ 2.5m以内に制限しています。坂の U ターンカーブが曲がり切れないことと 2.5m以上になりますと桜の枝が引っかかって枝を折ってしまいますので必ずお守りください。
- 10 車両の駐車スペースは限られていますが、注意事項を守っていただければ最大 10 台くらいまでは駐車が可能です。下見の折にご相談ください。
- 11 その他、問題が発生した場合、必ず会館管理者/警備員にご連絡ください。

以上

「ハイヒール」についてのお願い

鳩山会館は申すまでもなく鳩山の私邸でした。住居に使用していたときは玄関でスリッパに履き替えて生活しておりました。平成8年に、従来の住居を修復し、記念館として公開しているものです。入口でスリッパに履き替えて見学頂く案もありましたが、安子夫人の英断により土足での入館できるように変更したものです。元々上履きに履き替えていたものですから入館に際してご注意を頂きたいことがございます。

- 1 会館の床は木彫造りです。傷つきやすいので『細いハイヒール』での入館はご遠慮頂いており、『細いハイヒール』で来館された方は入口でスリッパに履き替えて頂くようお願いいたします。
- 2 普通のハイヒールでも、ヒールのゴムが取れてしまったり、すり減っている場合は鉄製の芯がむき出しになってきて、ホール・廊下に傷がつくこととなります。ハイヒールを履いていてゴムが取れているような自覚がある場合、スリッパに履き替えて頂くようお願いいたします。
- 3 ホールを利用するの会合で、おめかしをしてお出かけの場合服装にそぐわないからスリッパに履き替えることに抵抗を感じ不愉快な思いをされる場合もあります。会合の主催者が予め『細いハイヒール不可』と『「細いハイヒール」で来館の場合はスリッパに履き替えて頂く旨を徹底するよう』をお願いいたします。
- 4 すり足など床を傷つけるような歩行はご遠慮ください。寒い時の待ち時間などホールや廊下などで足踏みなどご遠慮ください。また、CM撮影などオーナー筋の方が見えれる場合でも、注意事項をお守りいただくように徹底してください。上記の2つが重なって床をだいぶ傷つけてしまい修繕したことがございます。
- 5 「ハイヒール等による傷」の修復費用について(ご参考)
 - 1) 廊下・ホールを傷つけ修復をした場合の工程・料金を参考までにお知らせいたします。1階部分の第一応接室、食堂、廊下の修復で傷ついた部分を研磨し、傷の深い部分は板を張替ました。修理の途中で粉じんが立ちますので密閉養生をして作業をします。工作部分が終了しますと塗装部分で、ウレタン樹脂を3層塗布し更に仕上げにワックス塗布を実施しました。期間はおよそ10日を要しました。費用は100万円を少しオーバーした費用をご負担頂きました。
 - 2) 大広間に関してはヒール及び養生の不具合で上記同様の補修工事を実施し、180万円弱の費用のご負担を頂いております。
- 6 ハイヒール等により床に傷をつけた場合、職員が適時巡回をしていますので事業終了時の点検で確認をしたうえで、会館指定の業者による見積りにより修復費用をご請求させていただきます。
- 7 歴史的な建物ですので、会館の使用上だいぶ制限があるように感じられると存じますが、建物維持管理上皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

平成25年 7月17日制定

令和 2年 2月18日改定

会館施設利用のお客様

鳩山会館

使用料のお支払い／延長、繰上げ料金等について

- 1 撮影使用料は使用許可書を受け取ってから速やかに半額をお支払いください。残額は実施当日作業前にお支払いください。銀行振り込みの場合は振込票をご持参ください。
- 2 お客様の事情によるキャンセルの場合：1週間前は半額、当日は全額を申し受けます。
- 2 延長料金
動画撮影：17時～19時の2時間以内5万円、17時～21時の4時間以内10万円。
スチール撮影：2時間以内4万円、4時間以内7万円
- 4 当日延長料金
動画撮影：17時～19時の2時間以内10万円、17時～21時の4時間以内20万円。
スチール撮影：2時間以内5万円、4時間以内10万円
- 5 繰上げ料金
動画撮影：9時前の1時間：5万円
スチール撮影：9時前の1時間：3万円 対応可能な当日の時間変更も同様と致します。
- 6 予備日の料金／本撮影実施の場合：キャンセル料として半額を申し受けます。
動画撮影：9時～17時／15万円
スチール撮影：9時～17時／5万円
- 7 前日飾り込みなどの準備
動画撮影：17時～21時／10万円。
- 8 使用料金は消費税を含めてお支払いください。
- 9 使用時間内に準備、片付け作業を含みます。使用后係員の点検を受けてください。
- 10 別メニューのリハーサル、準備、片付け等は料金表を参照の上ご相談ください。
- 11 貸出料金一覧表を添付しますのでご確認ください。

以上

貸出料金一覧表

鳩山会館

会館貸出料金の一覧表です。スチール撮影、動画撮影、大広間のの貸出料金をまとめてあります。

貸出許可書が届きましたら、速やかに料金の半額を納入してください。残額は当日作業に取り掛か

る前に事務局にお支払いください。銀行振り込みの場合は、当日振込票をご持参ください。

※一週間前のキャンセルは半額、当日キャンセルの場合は全額をお納めいただきます。

スチール撮影貸出料金		
スチール撮影	9:00～17:00(一日)	¥100,000
	9:00～13:00(半日)	¥50,000
	13:00～17:00(半日)	¥50,000
	17:00～21:00(夜間)	¥70,000
延長料金	13:00以降(2時間以内)	¥30,000
	17:00以降(2時間以内)	¥40,000
	17:00～21:00(4時間以内)	¥70,000
当日延長料金	2時間(17:00以降は¥70,000)	¥50,000
	4時間(17:00～21:00/4時間以内)	¥100,000
繰上料金	8:00～9:00(一時間)	¥30,000
着付け室	撮影貸出時間内	¥20,000
離れスチール撮影	9:00～17:00(一日)	¥60,000
	9:00～13:00(半日)	¥40,000
	13:00～17:00(半日)	¥40,000